



答 申 第 6 1 6 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け神保高
国第 3209 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイル健診の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 神戸市国民健康保険加入者に対して、フレイル健診を実施するに当たり、心身の状況、
体力測定結果に関する情報を収集することは、介護予防の観点から、市民サービスの向
上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人
情報の適正な維持管理を行わなければならない。

フレイル健診の実施について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【フレイル健診項目・結果】

◎受診票・質問票への回答

- ・日常生活動作・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能
- ・こころとからだの健康度

◎体力測定結果



答 申 第 6 1 7 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け神保高国第 3209-2 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

フレイル健診の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市国民健康保険加入者に対して、フレイル健診を行い、運動・栄養・口腔・認知等に関する質問や体力測定の結果を電子計算機処理することによってリスクを分析し、その結果を本人に通知することは、介護予防の観点から、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

フレイル健診の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【対象者情報】

- ・国民健康保険被保険者番号
- ・氏名（漢字）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【フレイル健診項目・結果】

◎受診票・質問票回答

- ・日常生活動作
- ・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能
- ・こころとからだの健康度

◎体力測定結果

◎要介護リスク評価